

第2回都区財政調整協議会幹事会 協議内容

日 時：平成30年12月13日（水） 18:00～19:00

会 場：区政会館19階192会議室

出席者

都 側：八重樫区政課長（委員・司会）、加来課長代理（行政担当）、榎本課長代理（都区財政調整担当）、荘司課長代理（税務担当）、小野澤課長代理（財政担当）

区 側：酒井台東区財政課長（幹事長）、松永世田谷区財政課長（副幹事長）、中田千代田区財政課長、宮腰荒川区財政課長、菅谷葛飾区財政課長、神田特別区長会事務局調査第2課長

1 開会

（司会）

それでは、ただいまから、第2回都区財政調整協議会幹事会を開催させていただきます。

はじめに、委員の出欠についてでございますが、

都側委員のうち、佐々木委員、加藤委員、

区側委員のうち、梅崎委員、佐川委員、後藤委員、伊藤委員が欠席でございます。

前回12月4日の第1回幹事会におきまして、都区双方から提案事項が示されまして、これまでに出示された意見の整理を事務局にお願いし、また、当面の協議日程が確認されたところでございます。

今後は、日程に沿って協議を進めてまいります。協議すべき課題が多岐にわたることから、協議を効率的に進める必要があるというふうに考えております。

従いまして、個々の事項については説明を省略し、事務局の整理を踏まえて、特に都区双方の考え方が相違している事項など、主なものに絞って協議を進めてまいりたいと思います。

なお、お手元の資料「平成31年度都区財政調整協議 個別課題についての都区双方の考え方」に記載している内容については、発言があったものとみなして、それを前提に議論していただければというふうに思います。

2 協議（都側提案事項）

（司会）

それでは、さっそく協議に入らせていただきます。

最初に、「都側提案事項」から進めてまいります。
何か意見がございましたら、お願いいたします。

○ 勤労福祉会館管理運営費の廃止（態容補正）

（都側委員）

私から、勤労福祉会館管理運営費の廃止について発言いたします。

第一回幹事会におきまして、区側に具体的な検証結果の説明を求めたところ、勤労福祉会館は、その設置目的から、体育館、工芸室、音楽室、調理室など商工振興センターとは異なる設備を備えてあるとの回答がございました。また、会議室の貸出機能についても、その当初から両施設が有していた機能とのことでございます。

勤労福祉会館については、その設立の趣旨から、中小企業勤労者をはじめとした勤労者を利用対象者としていますが、実態としては勤労者に限らず一般区民も利用可能とされています。

また、商工振興センターとは異なる設備を備えているとのことでございますが、体育館、音楽室、料理室を有する商工振興センターもあり、また多目的ホールなども設置されていることから、両施設の差異は徐々になくなってきているものと認識しております。

現在、商工振興センターは標準区で、勤労福祉会館は態容補正で算定しておりますが、その対象となる施設は商工振興センターが18区であり、勤労福祉会館については徐々に減ってきており11区となっております。

これらのことから、勤労福祉会館管理運営費の算定を廃止し、商工振興センターの標準算定の中で対応すべきと考えておりますが、区の見解を求めます。

（司会）

それでは、この件に関して、区側から意見はございますでしょうか。

（区側委員）

ただいまの都側の意見に対する区側の見解を述べさせていただきます。

「体育館、音楽室、料理室を有する商工振興センターもあり」との発言がございましたが、都側が指摘する施設は、設置された当初から「勤労福祉会館」の態容補正の対象として算定されている施設と理解しております。

第1回幹事会でも申し上げたとおり、区側としては、両施設の実態について検証した結果、機能の面からも、明らかに別施設であると考えております。

なお、一般区民の利用については、勤労福祉会館が特別区に移管された当時から認められていたものであり、施設を取り巻く状況の変化を受けて、利用対

象者が拡充されたわけではございません。

(司会)

本件に関して、他に意見はございますでしょうか。

(都側委員)

これまで勤労福祉会館と商工振興センターとの間で機能重複があり、また徐々に差異もなくなってきたことから、勤労福祉会館管理運営費の算定廃止を提案してきましたが、区側の理解がなかなか得られない状況でございます。

都としては、これまで同様、勤労福祉会館管理運営費について算定を廃止すべきとの考えは変わりませんが、区側の理解が得られない以上、合意には至らないものと考えております。

その一方で、平成28年度の実績額と当時の態容補正による算定額を比較すると、1施設あたり約2百万円の過大算定が生じています。そのため、少なくとも算定額については、見直すべきと考えておりますが、区側の見解を伺います。

(司会)

それでは、他に意見はございますでしょうか。

それでは次に、義務教育施設新增築経費の見直しについてでございます。こちらについて、何か発言等ございますでしょうか。

○ 義務教育施設新增築態容補正

(区側委員)

私からは、義務教育施設新增築経費の見直しについて、発言いたします。

前回の幹事会において、今年度の都側提案について、「統合前のそれぞれの学校について、築年数に応じて、既に算定している改築経費を差し引くよう算定を見直すもの」との説明がございました。

区側としては、平成30年度財調協議でも発言しているように、統合による改築については、規模の適正化を図る目的といった点で、標準算定されている老朽化による改築とは異なるものと認識しております。

(司会)

それでは、この件に関して、都側から意見はございますでしょうか。

(都側委員)

区側は、「統合による改築については、規模の適正化を図る目的といった点

で、標準算定されている老朽化による改築とは異なるものである」との主張を、平成25年度財調協議から7年間繰り返していますが、今年度算定した統合前6校の築年数を調べてみたところ、4校が耐用年数である47年を超えており、残る2校についても30年を超えた学校でございます。

区側のいう規模の適正化という目的を否定するものではございませんが、やはり統廃合した学校は老朽化した学校であるということが言えることから、その築年数に応じた算定済みの改築経費を差し引く必要があると考えております。

(司会)

本件に関して、他に意見はございますでしょうか。

ないようですので、その他に意見がございましたらお願いいたします。

3 協議（区側提案事項）

(司会)

それでは、次に「区側提案事項」の協議に移らせていただければと思います。何か意見がございましたら、お願いいたします。

○ 特別交付金

(区側委員)

私から、特別交付金について発言いたします。

まず、第1回幹事会において、都側から、算定されるか不確実な部分があることを理由に申請されるべきではないという旨の、各区の申請内容を非難するような発言がございましたが、現行の算定ルールに基づき「特別の財政需要」に該当すると考えられる事業について申請しているに過ぎません。

「特別の財政需要」については、都区双方の認識に隔たりがあると考えられますが、その差を埋めるべく、これまでも算定ルールの見直しを提案してきているのであって、こうした発言は大変残念でございます。

また、都側からは、地方自治法施行令を引用した上で、「あらかじめ都と区とで、特定の事項について算定することを約束するものではないため、過去に算定された事業でも必ず算定がされるものではない」との発言がございました。

まさに、明確な基準のないまま算定されなくなるこそ、「算定内容が不透明である」と言わざるを得ないと考えております。過去に算定された事業を、どのような基準により算定対象外とされているのか、明確にお示してください。

区側としては、「特別の財政需要」は2%の範囲で受け止め、単位費用、測定単位、補正係数という客観的な指標によって算定される、より透明性・公平性の高い普通交付金の割合を高めるべきと考えております。

しかしながら、都側は、「現行の5%が必要である」、「透明性・公平性の確保の観点からも、その内容について大きな問題はない」との考えであり、区側の提案を受け止めていただけておりません。課題の解決に向けた取り組みを進展させるため、前向きに協議に応じていただくよう、重ねてお願いいたします。

(司会)

それでは、この件に関して、都側から意見はございますでしょうか。

(都側委員)

ただ今、区側から「特別の財政需要については、都区双方の認識に隔たりがある」との発言がございましたが、「都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例」では、特別交付金について、「第九条で定める基準財政需要額の算定方法によっては捕そくされなかった特別の財政需要があること」と規定しています。少なくともこの点については、都区双方の認識は一致しているものと考えております。

また、区側から、「明確な基準のないまま算定されなくなる」との発言がございました。繰り返しになりますが、特別交付金は、都区合意に基づき策定されたルールに則って算定されており、「明確な基準がない」との指摘は当たらないと考えております。

なお、区側から、「現行の算定ルールに基づき「特別の財政需要」に該当すると考えられる事業について申請している」との発言もございました。前回の幹事会で申し上げたとおり、「区側提案により普通交付金算定された事項」は「特別の財政需要」に該当するものではないため、改めて、現行制度の適切な運営のための、「算定ルールに基づいた申請」について、お願いいたします。

(司会)

本件に関して、他に意見はございますでしょうか。

それではないようですので、その他に意見がございましたらお願いいたします。

○ 減収補填対策

(区側委員)

私からは、調整税の減収補填対策について発言いたします。

第1回幹事会において、都側から改めて、「現状どのような影響が生じているのかという点に加え」、「区ごとの財政上の必要性を踏まえた具体的な検証

があつて見直しの必要性を提起していくことが必要」との発言がございました。

区側としては、昨年度協議でお示ししたシミュレーションにより、年度途中の大幅な減収に対して、赤字債発行以外に採りうる手段がないケースが想定しうることは明らかであり、十分に「見直しの必要性」が提起できると考えているため、「各区それぞれの状況」を踏まえた検証には及ばないという認識でございます。

大幅な減収が生じていない現状において、都側の考え方では、実際の財政運営上で赤字債発行の必要が生じてから、はじめて対応策を議論することになり、現実問題として対応が間に合わないのではないかと危惧しております。

このことについて、都側はどのようにお考えなのか、また実際に財政運営上で赤字債発行の必要が生じた場合、どのように対応することを想定しているのか、改めて都側の見解を伺います。

なお、都側は、「減収補填債のうち赤字債部分は大幅な減収があったことだけをもって発行が認められる訳ではなく、5条債を充当してもなお、適正な財政運営を行うために必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に限り、発行が認められる」との発言を繰り返されておりますが、区側の提案は、当然それを踏まえたものであることを申し添えさせていただきます。

(司会)

それでは、この件に関して、都側から意見はございますでしょうか。

(都側委員)

減収補填対策についてでございますが、これまでも申し上げておりますが、各区の大幅な減収という状況に対しては、各区がそれぞれ、歳出の削減や基金の取崩し、起債や振興基金の活用等を図ることが必要であり、こうした対応を図った上で、なお、各区において赤字債の発行が必要だという、各区それぞれにおける具体的な検証が必要であると考えております。

都としては、区が国に対して、制度の見直しについて働きかけをしていくにしても、まずはこのような整理が必要であると考えております。

(司会)

それでは、本件に関して、他に意見はございますでしょうか。

ないようですので、その他に意見がございましたらお願いいたします。

○ 都市計画交付金

(区側委員)

それでは私から都市計画交付金について発言いたします。

第1回幹事会におきまして、区側から「都市計画交付金の抜本的な見直し」、「都市計画事業の実態を検証するための情報の提示」などを求めましたが、都側から明確な回答はございませんでした。

特別区の総意として「都市計画交付金の抜本的な見直し」の必要性を申し上げているにも関わらず、「各区から直接、現状や課題などをお伺いするなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応してまいりたい」といった昨年度と同様の発言を繰り返される都側の姿勢は、「真摯に協議に取り組む」という財調協議会における発言との矛盾さえ感じるところでございます。

これまでも繰り返し申し上げておりますが、財調協議の場での議論に応じていただけないのであれば、財調協議とは別に、都市計画税の活用・配分の仕方、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置してはいかがでしょうか。また、協議の場が必要ないとの認識であれば、どのような場で各区の現状や課題を把握し、対応していくのか、明確な回答をお願いいたします。

また、第1回幹事会において、平成29年度の都市計画交付金に執行残が生じた要因は交付率にあり、早急な見直しが必要であるといった区側の認識をお伝えしたところでございます。予算額を増額したにも関わらず、30億円を超える多額の執行残が生じた状況について、都側はその要因をどのように分析されているのか、見解をお示してください。

(司会)

それでは、この件に関して、都側から意見はございますでしょうか。

(都側委員)

都市計画交付金については、これまでも、各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等をお聞きしながら、対象事業の見直し等を行ってまいりました。

運用に当たっては、各区から企画・構想段階の事業について相談を受けることも多く、こうした各区からの相談の内容を踏まえながら、適切に制度や運用の見直しを行っております。

また、都市計画交付金の執行状況についてでございますが、予算の見積もりには当たっては、毎年度、各区が策定した事業計画に基づき、一件ごとに事業の実施状況を精査した上で、所要額を積算しております。

平成29年度については、予算の執行段階において、各区の事業計画の変更に

よる事業規模の縮小や、年度途中に生じた工事進捗の遅れなどにより、多くの事業において、交付対象経費が計画時に比べて減少したことで、不用額が生じたものでございます。

(司会)

本件に関して、他に意見はございますでしょうか。

ないようですので、その他に意見がございましたらお願いいたします。

○ 児童相談所関連経費

(区側委員)

私から、児童相談所関連経費について発言いたします。

第1回幹事会において、都側から繰り返し、清掃事業や保健所の区移管と同様ではなく配分割合を変更する理由にあたらぬとの発言がございましたが、これは極めて遺憾でございます。

児童相談所関連事務については、清掃事業や保健所事務のように、23区一括に移管するものではないということは、区側としても理解しております。

しかし、特別区が政令指定を受け、児童福祉法に基づき児童相談所を開設した場合、当該区の区域においては、同じ法の規定に基づき「設置市」となっている中核市同様、都道府県に関する規定は読み替えられることとなり、関連事務は、法的に都から区へ権限が移ることになります。都側の発言は、あたかも区が児童相談所を設置した以降も都に権限が残り、区と競合するかのよう聞こえます。この権限の移譲という意味において、清掃事業や保健所の移管と何ら変わることはないと考えております。

清掃事業や保健所の区移管と同様ではなく配分割合を変更する理由にあたらぬという発言は、何を根拠とされているのか、改めて都側の認識を伺います。

なお、都側は、特別区における児童相談所の設置について、「自主的な意向」との発言を繰り返されております。国は、特別区を新たに対象とする児童相談所設置自治体の拡大について規定した平成28年の法改正の趣旨を、「児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所の設置を中心にきめ細かな対応が求められていることから、児童相談所の設置を促進する」としています。また、改正法の附則で、政府の責務として、法施行後5年を目途に特別区が児童相談所を開設できるよう、財政面・人材面など必要な支援を行うことが規定されています。

さらに、法改正の国会審議において、当時の厚生労働大臣は、「一定程度の人口に一つの児相があってしかるべき、こういうことで、私は本当は必置にすべきだということでありましたが、自治事務ということでもありますので、今

回、この施行後五年をめどとして、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるように、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとするということで、気持ちの上では、どんなに遅くとも五年のうちに全ての中核市そして特別区に見相ができるようにするべきではないか、そのための政府の支援もしっかりとやるべきだ、そういうことを、思いを込めてつくったこの法文でございます。」との発言をされております。

これらのことから、特別区の児童相談所設置は、その準備も含め、法改正の趣旨に沿って行っているものであり、決して自主的な意向のみで進めているものではないことを改めて強く申し上げておきます。

次に、都側から、基準財政需要額として算定するかどうかについては、「現時点では、児童相談所の設置、運営がされていないことから『特別区がひとしくその行うべき事務』にあたるかどうか検討をできる段階にはない。」との発言がございました。

第1回幹事会で申し上げましたが、平成32年度開設予定の3区は、来春の厚生労働省への政令指定申請に向け、事前協議を行うなど、設置は最終調整段階を迎えています。このような状況のなか、都側は、なぜ現段階において、基準財政需要額としての算定の可否について検討ができないのか、理解できません。

各区は、児童相談所の開設の準備を、順次進めているところでございます。児童相談所関連経費の財源措置のあり方は、当然、重要課題のひとつであり、区側は具体的に財源措置のあり方を検討した上で財調協議に臨んでおります。

都側の発言は、確実に見込まれる需要についても検討を行わず、その事由が発生してから、検討を行いたいという趣旨と考えておりますが、毎年度の財調協議は翌年度以降の需要を見込みながら行うものであり、事後の協議ではございません。

また、都側は、当該事務が「特別区がひとしくその行うべき事務」であるかどうかについて、「慎重に検討する必要がある」としております。

地方交付税法逐条解説によれば、「地方団体がひとしくその行うべき事務」に、どのような種類の事務が含まれるかについて、「法律又はこれに基づく政令により義務づけられた事務より広く」と解釈されております。

地方自治法第282条第2項に規定する「特別区がひとしくその行うべき事務」についても同趣旨であることから、「法律により義務づけられた事務」となる児童相談所関連事務が、「行うべき事務」に含まれることについて、疑問の余地はなく、慎重に検討する必要はございません。

また、「行うべき事務」については、実施区がひとしく遂行することができるよう、交付金が交付されなければなりません。

地方交付税においては、中核市が政令の指定により児童相談所設置市となる

場合には、基準財政需要額の算定が府県分から市町村分に移されることにより財源保障がされております。

これを踏まえれば、特別区が法律に基づき児童相談所を設置する場合にも、都区財調において算定され、財源保障されなければならないものと考えております。このことについて、はっきりと都側の見解を示していただきたい。

次に、児童相談所の設置に伴う準備経費について申し上げます。

特別交付金において、同一の目的で発生する経費について不公平が生じないよう、交付率等の算定ルールを統一すべきとの区側の提案に対して、都側は「算定ルールに則って算定すべき」との発言を繰り返すばかりでございます。

先ほど申し上げましたとおり、特別区における児童相談所の設置は、法の要請に基づくものであり、当然にその準備にかかる経費についても、法の趣旨に基づいた行為であるため、各区が公平かつ円滑に準備を進められるよう財源措置を図る必要がございます。よって、準備経費については、過年度分も含め、全額算定すべきと考えております。なぜ、従来の算定ルールに固執し、区側の意向を尊重していただけないのか。都側の見解を伺います。都側の前向きな見解をお願いいたします。

(司会)

それでは、この件に関して、都側から意見はございますでしょうか。

(都側委員)

まず、配分割合について、平成28年5月に児童福祉法が改正され、特別区も「児童相談所を設置する市」として政令指定を受けることが可能になったところがございますが、改正後においても都道府県については引き続き児童相談所の設置及び運営に係る業務が義務付けられています。

このため、清掃事業や保健所の区移管と同様のものとは考えておらず、配分割合を変更する理由にはあたらないと考えております。

次に、基準財政需要額についてでございますが、特別区財政調整交付金は、地方自治法第282条第2項に基づき、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように交付されるものでございます。このため、基準財政需要額として算定するかどうかについては、当該事務が「特別区がひとしくその行うべき事務」であるかどうかについて慎重に検討する必要がございますが、現時点では、児童相談所の設置、運営がされていないことから「特別区がひとしくその行うべき事務」にあたるかどうか検討をできる段階にはございません。

また、特別交付金については、昨年度の協議でも申し上げておりますとおり、現行の算定ルールは、公平性の確保の観点から、都区合意に基づき23区共通の

ルールとして策定されているため、これに則って取り扱うものと考えています。

なお、前回の幹事会でも申し上げておきますとおり、特別交付金とは、地方自治法施行令により、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付すると定められており、過年度分は算定対象とはなりません。

(司会)

この件に関して、他に意見はございますでしょうか。

(区側委員)

前回の幹事会で、都側からは、精力的に、真摯に協議に取り組む旨の発言がございましたが、先ほどの発言は、前回の幹事会と全く同じ発言であり、区側の発言に全く回答しておりません。とても真摯に協議に応じているとは受け止められません。改めて、一つずつ真摯な回答を求めます。

まず、1点目清掃事業や保健所の区移管と同様ではなく配分割合を変更する理由にあたらぬという発言は、何を根拠としているのか、回答を求めます。

(司会)

この件に関して、都側から意見はございますでしょうか。

(都側委員)

清掃事業や、保健所に係る事業については、まず、都区で協議を重ねて23区全体に一括して移管をするということで、都区協議で合意をした上で、事務を移管するという形で進めたと理解をしております。

一方、児童相談所については、手上げ方式により個別に国と協議を行いながら、そこで認められたものが政令指定され、設置に至るというプロセスを踏むというものでございます。

以上、申し上げましたとおり、清掃事業や保健所の際と同様に、都区協議で事前一括で移管をするということを合意している事務移管とは異なるものと考えております。

(司会)

それでは本件に関して、他に発言等はございますでしょうか。

(区側委員)

政令の指定を受けた後の取扱いについて聞いております。都側は、区が児童相談所を開設した後も、引き続き都が持ち、二重行政が生じるという認識なのでしょうか。

(司会)

本件に関して、意見はございますでしょうか。

(都側委員)

先ほども申し上げましたとおり、特別区が児童相談所を設置する市として、政令指定を受けることが可能になり、その後政令の指定を受けた場合についても、改正後も都道府県については引き続き児童相談所の設置及び運営に係る業務が義務付けられていると考えております。

(区側委員)

その点が、二重行政という認識なのでしょうか。

(都側委員)

現時点では、その点について整理がついているとは認識しておりません。

(区側委員)

もう1点いきます。「特別区がひとしくその行うべき事務」にあたるかどうかの検討をできる段階にない」という都側発言に対して、先ほど、法解釈の視点から区側の意見を申し上げましたが、その点についての都側の見解をお願いいたします。

(都側委員)

もう一度よろしいでしょうか。

(区側委員)

先ほど、「特別区がひとしくその行うべき事務」にあたるかどうか検討をできる段階にない」という都側の発言に対して、区側では、法解釈の視点から区側の意見を申し上げました。その点について都側の見解をお願いいたします。

(都側委員)

法解釈というのは、さきほどの地方交付税の逐条のところということでよろ

しいでしょうか。

(区側委員)

その点と地方自治法の282条のところです。

(区側委員)

もう1点見解を確認したいと思います。

「慎重に検討する必要がある」との発言を繰り返されておりますが、事務について、政令の指定を受けた以降は各区の事務になることから、「行うべき事務」に含まれることは疑問の余地はないと考えております。何を慎重に検討しなければならないのか、見解を求めます。

(都側委員)

これまでも発言しているとおり、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行するものに交付するのが特別区財政調整交付金でございます。そのために基準財政需要額として算定するかどうかは、慎重に検討する必要があると考えております。

また、税制度の面で言いますと、特別区財政調整交付金の原資である調整税については、将来の税収動向もわからないことから、当該年度の税収状況も見て判断する必要もあると考えております。

さらに、どのような需要が発生しているのか、標準区経費としてどのような経費が必要で、どのような規模が妥当であるのか、測定単位の増減に対してどのような金額の増減が妥当なのか、そういったことを慎重に検討する必要があると考えております。

(区側委員)

ただいまの発言からすると、政令の指定を受けた後は、特別区の事務となり、その範囲について慎重に検討するという認識でよいでしょうか。つまり、標準算定されるという認識でよいでしょうか。

(都側委員)

政令指定を受けたことをもって基準財政需要額として算定するとは考えておりません。

(区側委員)

児童相談所関連事務が、政令の指定を受けた後も特別区の自主事業だという

認識なのでしょうか。

(都側委員)

一般論としては、新たな事業を実施するのには各区の政策判断で行っており、事業開始時には基準財政需要額として算定されていないことから、基本的には各区の自主財源で実施するのが原則であると考えております。

(区側委員)

それでは、都側から「『特別区がひとしくその行うべき事務』にあたるかどうか検討をできる段階にはない」という発言がございましたが、このことに関しまして区側からは、地方自治法、地方交付税法の法解釈の視点からの意見を申し上げておりますので、その点についての都側の見解を改めて求めます。

(都側委員)

法定の事務や政令の指定を受けた事務ということをもって、基準財政需要額として算定するとは考えておりません。特別区財政調整交付金の原資である調整税については、将来の税収動向が分からないことから税収状況を見て判断する必要があると考えております。需要についても、どのような需要が発生しているのか、標準区経費としてどのような経費が必要で、どのような規模が妥当であるのか、測定単位の増減に対して、どのような金額の増減が妥当なのか、そういったことを慎重に検討する必要があると考えております。

(区側委員)

平行線のようなので、準備経費の点について確認をさせていただきたいと思っております。

準備経費の過年度分は特別交付金の対象外ということについて、地方自治法施行令において都側発言のような条文があることは認識しております。しかし、地方交付税法または逐条解説における特別交付税の交付事由に鑑みれば、「普通交付金の額の算定期日後に生じた」は、「その他の特別な事情」にはかかっていないことを、今回申し上げておきます。

また、特別交付金の取扱いについて、なぜ従来のルールに固執し、特別区の総意としての意見を尊重しないのか、明確な回答がないので、見解を求めます。

(都側委員)

特別交付金については、地方自治法施行令の中で、「普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別な財政需要があり、又は財政収入の減少が

あることその他特別な事情があると認める特別区に対し」て、交付すると定められており、過年度分は算定対象とはならないと考えております。現行の算定ルールについても、公平性の確保の観点から都区合意に基づき、23区共通のルールとして策定されているため、これに則って取り扱うものと考えております。

(司会)

他に意見はございますでしょうか。

次にその他に意見はございますでしょうか。

○ 幼児教育無償化への対応

(都側委員)

それでは私から幼児教育無償化について発言いたします。

本年12月3日の「教育の無償化に関する国と地方の協議」で、国から幼児教育無償化に係る財政措置等について、全国市長会へ方針が示されました。

これを受けて、今月10日に、全国市長会で「理事・評議員合同会議」を開催し、国から示されている国と地方の負担割合案を受け入れることとなったと聞いております。これにより負担割合については、一定の決着がついたものと思われれます。

一方で、初年度に要する経費について、全額国費による負担とする方針が国から示されておりますが、こういった形で国から手当てされるかは、現時点で明確にはなっていません。

こうした点も含めて、引き続き、国の動向については注視していく必要があると考えてございます。

また、内閣府は、「子ども・子育て会議」で、保育所の給食費は無償化の対象外とする方針を示したことに加え、厚生労働大臣が、認可外保育施設などの範囲を地方自治体の条例で定められるようにすることを検討する考えを示しているため、こうした点について、改めて精査する必要があると考えております。

(司会)

この件に関して、区側から意見はございますでしょうか。

(区側委員)

ただいまの都側の意見に対する区側の見解を述べさせていただきます。

ただいま都側から、幼児教育無償化に係る経費の負担割合や初年度に要する経費について、国の動向を踏まえ、見解が示されました。区側としても同様の認識であり、引き続き、国の動向を注視すべきと考えております。

財調に与える影響は国費負担の方法に非常に大きく左右されますので、国の動向を注視しつつ、次回以降、改めて区側の見解を述べさせていただきます。

(司会)

本件に関して、他に意見はございますでしょうか。

ないようですので、その他に意見がございましたらお願いいたします。

○ 改築需要集中期への対応

(区側委員)

それでは私から改築需要集中期への対応について発言いたします。

第1回幹事会において、都側から、改築需要が集中している実態は理解するものの、財調の算定として検証すべきという旨の発言がございました。区側といたしましては、工事単価をはじめ、実態の改築経費と財調上の算定にかい離が生じていることも含め課題として認識しており、それを踏まえた上で、今回の提案を行っているところでございます。

さて、都側の発言は、平成10年度から29年度の間においては、実態の改築事業量が財調の年度事業量を下回っていると考えられるため、その影響を考慮して、今後の改築需要を推計すべきという内容と理解しております。

これを踏まえて、再度、改築需要について推計したところ、今後10年の間に、約14年分の改築需要に取り組む必要があるという結果になりました。過去の年度事業量の乖離を加味してもなお、財調の年度事業量を上回る改築需要に、各区は直面しているところでございます。

第1回幹事会においても申し上げましたが、公共施設の老朽化対策は、特別区における喫緊の課題となっております。各区が着実な対応を図れるよう、改築経費の算定を充実すべきと考えております

(司会)

この件に関して、都側から意見はございますでしょうか。

(都側委員)

区側から、「今後10年の間に、約14年分の改築需要に取り組む必要があり、改築経費の算定を充実すべき」との発言がございました。

財調においては、毎年度算定している標準算定分に加え、これまでの間、区側の提案により各区で抱える公共施設の老朽化に対応するため、当該施設の改築経費について、臨時的に算定してきております。

したがって、当該臨時算定分の経費についても、改築需要集中期の需要から

減ずるべきものと考えております。

(司会)

本件に関して、他に意見はございますでしょうか。

それでは、その他に意見がございましたらお願いいたします。

○ **認可外保育施設等保護者負担軽減事業費、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費**

(都側委員)

認可外保育施設等保護者負担軽減事業費については、各区で対象施設や対象要件が異なる中、今回の区側提案は、平成29年度実績の都補助額をもとに、標準区経費を設定していることから、各区に共通する経費のみを算定するものであり、妥当と考えております。また、実績についても、平年度ベースでの実績となっており、妥当であると考えております。

しかしながら、幼児教育無償化の影響を踏まえる必要があることを考えると、果たして当該事業を標準区経費として設定することが妥当かという点については、現時点では判断しかねる状況でございます。

加えて、当該事業については、平成28年11月から都補助事業が始まりましたが、実施期間が平成31年度までとされており、平成32年度以降の事業実施が未定である以上、合意した場合においても、恒常的な算定とすることは、妥当ではないと考えております。

保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費については、昨年度は平成29年度予算額による提案であったのに対し、今年度は平成29年度実績に、予算の伸び率を乗じたものとなっております。

都としては、当該事業についても、認可外保育施設等保護者負担軽減事業費同様、平成29年度実績により標準区経費を設定すべきであると考えております。

また、当該事業についても、都補助事業の実施期間が平成32年度までとされているため、恒常的な算定とすることは、妥当ではないと考えております。

(司会)

それでは、この件に関して、区側から意見はございますでしょうか。

(区側委員)

ただいまの都側の意見に対する区側の見解を述べさせていただきます。

まず、認可外保育施設等保護者負担軽減事業費について、都側から「幼児教育無償化の影響を踏まえる必要があることを考えると、果たして当該事業を標

準区経費として設定することが妥当かという点については、現時点では判断しかねる状況」との発言がございました。

しかし、当事業の利用者の多くを占める0～2歳の課税世帯が幼児教育無償化の対象外であること、また、都補助事業に係る都の予算要求についても、前年と同規模となっていることから、平成31年度に、各区において経費が生じることは明らかであり、標準区経費としての設定は妥当であると考えております。

次に、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費について、都側から「都補助事業の実施期間が平成32年度までとされているため、恒常的な算定とすることは、妥当ではない」との発言がございました。

当事業については、まず国庫補助事業があり、その上乘せとして、都補助事業がございします。そのため、国庫補助事業については明確な終期がないことから恒常的な算定を、都補助事業については、事業終期である平成32年度財調まで継続しての算定を改めて提案いたしますが、都側の見解を伺います。

なお、標準区経費については、都側の意見を踏まえ、数値を精査して改めて設定いたします。

(司会)

本件に関して、他に意見はございますでしょうか。

(都側委員)

ただ今の区側からの発言について、次回幹事会で都側の見解を述べさせていただきます。

(司会)

この件に関して、他に意見はございますでしょうか。

それでは、その他に意見がございましたらお願いいたします。

○ 公園費の見直し

(区側委員)

私から、公園費の見直しについて発言いたします。

第1回幹事会において、都側から質問がございました、区側調査による新設公園の用地取得の実績と、将来に向けた「あるべき需要」の観点からの検証については、論点メモを提出しておりますので、御覧いただければと思います。

なお、差引くべき面積の算出方法については、都市計画交付金における都市計画公園整備事業の面積要件緩和により、当該交付金による取得へ振り替わる影響分を減じるものでございます。

要件緩和前後の都市計画交付金対象経費を比較し、緩和後に増えた割合を300㎡と試算した上で、現行の標準区面積1,500㎡から差し引き1,200㎡に改めるものでございます。

区側としましては、第1回幹事会でも申し上げたとおり、公園整備について将来需要の確保は必要であると考えております。

地方交付税法の逐条解説によれば、投資的経費については、「現在の整備水準に対し当面目標とすべき整備水準を設定し、この差を充足するための事業費を年次計画に基づいて算入する方式である」と示されております。

現在の水準である1人あたり公園面積3.51㎡に対し、態容補正に1人あたり公園面積4.4㎡が目標として設定されていることは都側からも言及がございました。この差を充足するための経費を公園費に算定すべきであり、実績のみをもって大幅な算定縮減を図ることは妥当ではないと考えております。

それでもなお、実績により事業量を算定すべきと主張されるのであれば、特別区の実態と大きく乖離している工事単価についても、実態を踏まえて改善すべきと考えております。

(司会)

この件に関して、都側から意見はございますでしょうか。

(都側委員)

区側提案における用地費の見直しについては、都市計画交付金の要件緩和の影響を見込み、1,500㎡を1,200㎡とする提案を受けておりますが、「公園費の見直しに関する論点メモ」によれば、用地費が発生し、かつ、標準算定で対応すべきものは、「標準算定に該当するもの338㎡」と「借地によるもの5㎡」の合計343㎡であるため、用地の購入と借地とその方法は違いますが、公園用地の確保という主旨は同じであることから、借地分も用地購入したものと見なし、昨年度の都側提案の年度事業量400㎡の中で対応すべきと考えております。

次に、公園整備についての将来需要の確保については、地域間の公園保有状況の格差を是正するため、1人あたり公園面積を指標とした態容補正において算定しております。

さらに、「公園改修費の新規算定」については、都としては、公園維持管理費の改良工事の中で既に算定されているものと考えております。そのため、改修費の単価の設定方法等、考え方について伺います。

最後に、「モデル公園への防災・健康づくり機能の追加」については、標準区として設置すべき遊具や施設の考え方について伺います。

(司会)

この件に関して、他に意見はございますでしょうか。

それでは、その他に意見がございましたらお願いいたします。

○ 行政系人事制度改正に伴う対応

(区側委員)

私から、行政系人事制度改正に伴う対応について発言いたします。

本件に関しましては、区側から、行政系人事制度及び技能系給料表の改正に伴い、昇給昇格モデル及び職層別区分について、本年の給与改定に関する特別区の対応を踏まえて見直し、算定を改善することを提案したところでございます。

しかし、第1回幹事会において、都側から、本提案項目に関連して「人事委員会勧告を適用した人件費を算定すべき」との発言がございました。

特別区長会としての、本年の人事委員会勧告の取扱いの考え方については、前回の幹事会で申し上げたとおりでございます。

その上で、財調制度における「あるべき需要」とは、特別区の現実的な財政需要を合理的に捕捉する観点から、普遍性のある財政需要を、合理的かつ妥当な水準において算定するものでございます。

人件費の算定についても、当該年度の需要を的確に反映すべきであり、過去の財調において、人事委員会勧告と特別区の実態が一致しない場合も含め、特別区の実態を算定してきた経緯があることを踏まえても、制度上、特別区の実態に基づき算定すべきものと考えております。

都側の主張は、人事委員会勧告をもって「あるべき需要」とする考え方であると思いますが、区側としては理解しかねるところでございます。

人件費の算定に限りませんが、財調制度における「あるべき需要」の考え方については、依然として都区の認識に大きな隔たりがあると考えております。都側としての「あるべき需要」の考え方について、改めてお伺いいたします。

(司会)

この件に関して、都側から意見はございますでしょうか。

(都側委員)

財調制度は、人件費に限らず、特別区の実態を算定するものではなく、あるべき需要を合理的かつ妥当な水準により算定するものでございます。

人事委員会勧告は、地公法の規定に基づき、中立的及び専門的な立場から、給与決定における必要な措置を勧告するものであり、財調算定における人件費

については、この勧告を反映することが、合理的かつ妥当な水準であると都は考えております。

なお、区側は、「過去の財調において、人事委員会勧告と特別区の実態が一致しない場合も含め、特別区の実態を算定してきた経緯がある」と発言しておりますが、これは国の財政が未曾有の危機的な状況にあった昭和50年代後半に、大幅引き上げを勧告した人事院勧告に対して、国を挙げて行政改革を進める中で、国をはじめ、都や区を含む全国の地方自治体が勧告を実施しなかったものでございます。

当該事案以外は、財調制度上も全て人事委員会勧告に基づく算定をしてきている経緯があることから、都側としては、財調制度上、人事委員会勧告をもって人件費の算定をしてきたと考えております。

(司会)

本件に関して、他に意見はございますでしょうか。

4 その他

(司会)

次に「その他」の事項の協議に移らせていただきます。

何か意見がございましたら、お願いいたします。

それでは、意見も出尽くしたようでございますので、本日これまでに出示された意見の整理を事務局にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(司会)

それでは、第2回財調協議会幹事会を終了させていただきます。

第3回幹事会は、12月25日火曜日午後6時の開催として、事務局の整理を踏まえて、引き続き協議してまいりたい、と考えてございます。

(都側委員)

なお、国の税制改正等の動向等についてでございますが、国の税制改正等の動きが山場を迎えております。国の税制改正の動向によって変動する要素はございますが、前回の幹事会でお示しした日程のとおり、次回の第3回幹事会で、都側から財源見通しをお示ししたいと思います。

(司会)

それでは、本日の幹事会はこれで終了したいと思います

※ 上記は都側で記録したものである。